

**[事案 2021-146] 死亡保険金支払請求**

・令和 3 年 8 月 24 日 不受理決定

**<事案の概要>**

昭和 50 年 4 月に契約した養老保険について、平成 26 年 1 月に被保険者が死亡したことから、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

申立内容の適格性について審査を行った結果、提出されている書面および資料からは、本件の死亡保険金を請求する権利等は、時効により消滅したと認められ、また、本件における死亡保険金の支払いを求める根拠が不明確であること、さらに、契約当時から時間が経過していることから、当事者双方の当時の記憶・記録が定かでないことが考えられ、厳密な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でないとの結論に達し、申立てを不受理とした。